官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務四）　一
○森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令（法務五七）　一
〔法規的告示〕
○所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件（昭和四十四年十月大蔵省告示第九十六号）の一部を改正する件（財務三三四）　二
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示（経済産業一八二）　二
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務三九九）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一九七〇～一九七二）　二
○保安林の指定を解除する件（同一九七三～一九八〇）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一八三、一八四）　二
○都市計画に関する件（国土交通一〇八八）　三
○高速自動車国道に関する件（同一〇八九、一〇九〇）　三
○産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件（同一〇九一）　四
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一〇九二）　四
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同一〇九三）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　防衛省　最高裁判所　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
官庁事項
土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　五
法　務
公証人任免（法務省）　五
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸　事　項
基本測量関係事項公告（国土交通省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六四）　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更関係　七
会社その他

省　令

○総務省・財務省令第四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第九十七号及び第九十八号を削り、第九十六号を第九十八号とし、第六十五号から第九十五号までを二号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六　トリニダード・トバゴ

別表中第六十三号を第六十四号とし、第五十三号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三　セネガル

別表中第百号を削り、第百一号を第百号とし、第百二号から第百四号までを一号ずつ繰り上げ、第百五号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　ルワンダ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十七号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第三項第五号及び第百五十条の規定に基づき、森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

法務大臣　平口　洋